#### 審查基準

年 月 日作成

法	会	名・	自動車運転代行業の業務の適正化	に関する法律
14	1,1	~□ •	コ 新 千 建 HA I V I J 木 V J 木 J D V J 旭 山 I L	11 - 12 1 2 12 12 12

根 拠 条 項:第4条

処 分 の 概 要:自動車運転代行業の認定

原権者 (委任先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)

### 法 令 の 定 め:

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
  - ・第3条(自動車運転代行業の要件)

### 審 査 基 準:

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。

- ① 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
  - (注1)暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に掲げるものをいう。
  - (注2)暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適 正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。
- ② 同条第8号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。

趰	淮	<i>Б</i> П.	珊	甘田	問		15	П	M E	カマ	《久	47	出口	存用	1 荷久	安(	カ宝	(書)	とは	- 10	7-	期間	月た	÷λ	<b>カ</b> フ	_
イニー	155	/X/ LI	ᄺ	보세	181	-	41		レムレ	'N (	1	41)	18 <i>r</i>	いいた	7	<b>≃⇒</b> ∪	ノモ	11 11 1	/ c . l/ri	5 L .	/ I i	- 무선 LE	11/2/	l ⊢ ()	( ) /_	. ) _

申 請 先:

問い合わせ先:

備 考:

# 審查基準

年 月 日作成

法 令	名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条	項:第5条第5項
処分の概	要:認定証の再交付
原権者 (委任分	先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)
	め: 委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 : (認定証の再交付の申請)
審査基判断基準は法	準: 合の定めによる。
標準処理期	間: 14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請	先:
問い合わせ	先:
備	考:

# 審査基準

年 月 日作成

法 令	名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条	項:第8条第3項
処分の概	要:認定証の書換え
原権者(委任先	:):都道府県公安委員会(方面公安委員会)
	め: 委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (認定証の書換えの申請)
審査基判断基準は法	準: 余の定めによる。
標準処理期	間: 14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請	先:
問い合わせ	先:
備	考: